

◆ 障害福祉サービスを利用するために ～「介護給付」の申請について～

○ 障害者自立支援法による福祉サービス

障害者自立支援法による障害者（児）のための福祉サービスは、全国共通の「**障害福祉サービス（自立支援給付）**」と、市町村が地域、利用者の実情に応じて実施する「**地域生活支援事業**」に大別されます。

さらに「**障害福祉サービス（自立支援給付）**」は、ホームヘルプ、短期入所、生活介護、施設入所支援など介護の支援を提供する「**介護給付**」と、機能訓練、就労継続支援 A・B、グループホームなど、訓練等の支援を提供する「**訓練等給付**」に大別され、それぞれ利用のための手続きが異なります。

○ 「介護給付」について

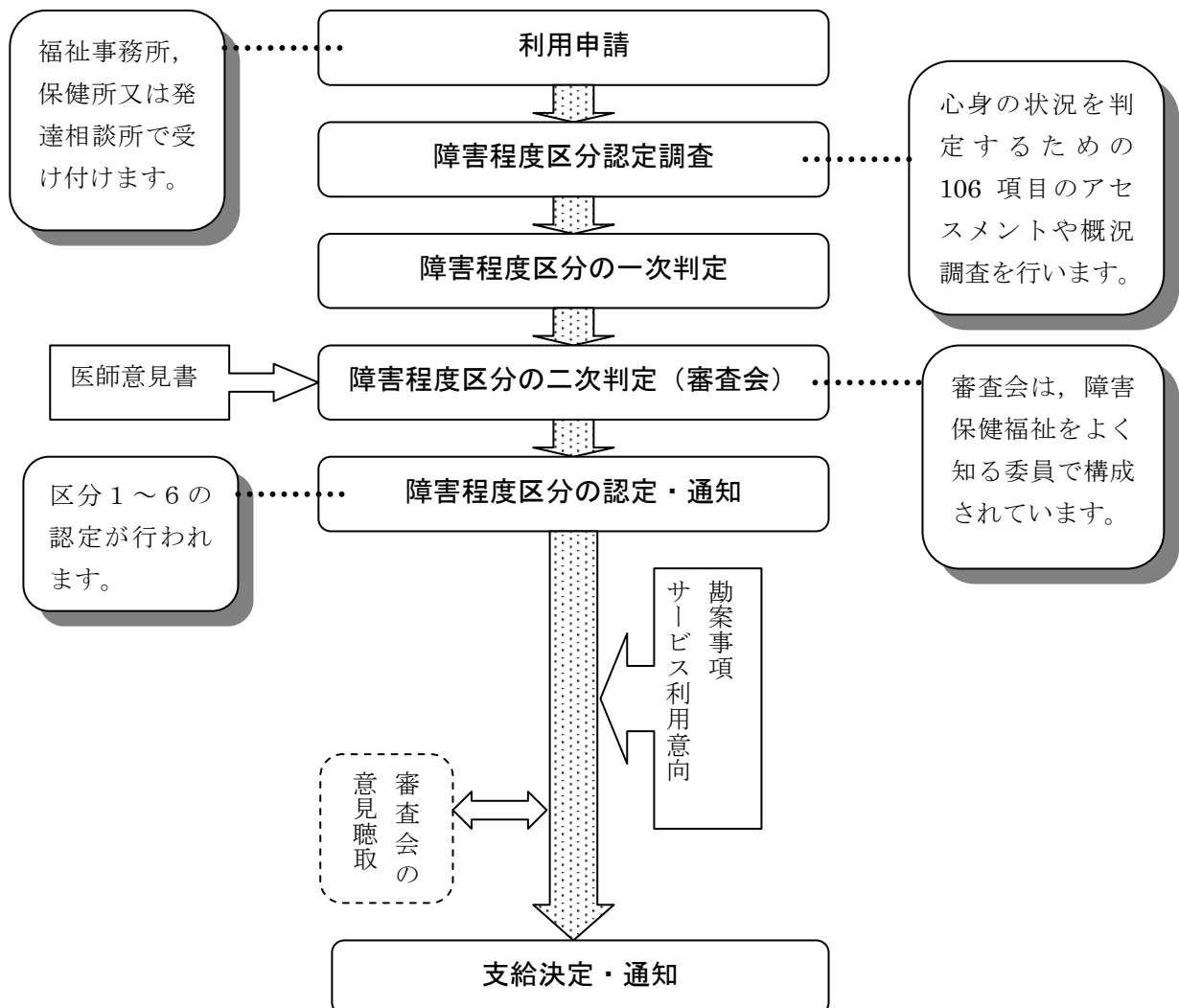
今回は、「介護給付」について、サービスの種類とサービスを利用するための手続きについて以下に説明します。

1. 「介護給付」の種類

種 類	具 体 的 内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等生活全般にわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	行動上著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅での介護が一時的に困難な場合に、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の日常生活上の支援と、創作的活動や生産的活動の機会の提供等を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、休日や夜間、入浴、排せつ、食事の介護等、生活全般にわたる支援を行います。
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2. 利用の手続き

- (1) サービスの利用を希望する人は、市町村（京都市では区役所・支所福祉部又は保健所・支所もしくは発達相談所）に相談し、申請を行います。
- (2) 市町村は、利用希望者の居宅等を訪問し、申請のあった本人及び家族等から、利用希望者の心身の状況等について、聞き取り調査を行います（障害程度区分認定調査の実施）。
- (3) 市町村は、認定調査の結果をコンピュータに入力し、障害程度区分の一次判定を行います。
- (4) 市町村審査会において、一次判定の結果、医師意見書及び特記事項の内容をふまえ、障害程度区分の二次判定を行います。
- (5) 市町村は、市町村審査会による二次判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行い、申請者に通知します。
- (6) 市町村は、障害程度区分その他の勘案事項、サービス利用意向等をふまえ、サービスの支給量を決定し、利用者負担月額上限と併せて申請者に通知するとともに、受給者証を発行します。
- (7) 利用者は、受給者証を指定業者に提示して、サービスを利用します。
- (8) 利用者は、利用したサービスの費用の1割を指定業者に支払います（利用者負担上限額を超えて利用者負担を支払わないよう、事業者により利用者負担上限額管理が行われます）。



※ 児童（18歳未満）については、障害程度区分認定は必要ありません。ただし、支給決定に必要な調査を行います。